

『国連・女性に対する暴力立法ハンドブック』が示すこと それを民事法はいかに受け止めるべきか

中京大学法科大学院教授
柳本祐加子

I はじめに

「女性に対する暴力」という言葉は、国連を中心に展開されてきた、世界のジェンダー平等を目指すNGO活動の中で用いられ始めた言葉である。「女性に対する暴力」を、1993年「女性に対する暴力撤廃宣言」は「女性に対する肉体的、精神的、性的又は心理的損害又は心理的損害又は苦痛が結果的に生じるか、もしくは生じるであろう性に基づくあらゆる暴力を意味し、公的又は私的生活のいずれで起こるものであっても、かかる行為を行うという脅迫、強制又は自由の恣意的な剥奪を含む」(パラ1)と定義する。この定義にあてはまる暴力事例である性暴力にせよ、DVにせよ、サバイバー⁽¹⁾に占める女性の割合が非常に高く、加害者に占める男性の割合が非常に高いという特徴があることと、こうした暴力が女性差別を生み、維持するためのシステムとして機能しているということ捉え、特に「女性に対する」暴力と名付けられた。

この「女性に対する暴力(以下「VAW」とする)」は克服されるべき課題として認識され、本文に記すように様々な取組が国連の場で提唱、承認され、進化を続けてきた。その成果の一つとしてこのハンドブックは存在する。本稿の目的の一つめはその概要を紹介することである。⁽²⁾

国連のこうした進化に伴い、VAW対策は加盟国政府の重要な政策課題となっている。それは日本も同様である。そのことはたとえばDV防止法の制定や、男女共同参画基本計画がVAWの根絶に一章を割いていることにも表れている。他方日本は、国連人権条約諸委員会から、VAWについて、様々な「宿題」、つまり、改善勧告等を受けている。それをどう実現するかも重要な課題である。

ところでVAWサバイバーの救済という課題を考えると、その権利の回復、すなわち法的救済、特に民事的救済が有効に機能することも重要である。しかしながら上記計画を見ても、それが熱心に取り組まれているとは言い難い。同様に、もしかするとこちらの方がその原因なのかもしれないが、民事法が特にこの問題に特別な配慮をした上で取組んでいるとも言い難い。国連からの「宿題」が意識されているとも思えない。⁽³⁾⁽⁴⁾

しかしこの状況は、VAWをジェンダー平等な社会の実現のために取り組むべき重要課題とする現在において、非常に憂うべきことである。本稿の二つめの目的は、『国連・VAW立法ハンドブック』の提案をどのように民事法が受け止めることが可能か、必要かについて、ハンドブックの概要等を踏まえた上で提示することである。

II 民事法はどのようにV A W立法ハンドブックを受け止めるべきか

1. 立法ハンドブックに至るV A Wへのこれまでの世界の取り組み

まず国連の成果文書等において、どのようにV A Wは語られてきたかについて振り返り、そこから世界が何を目標そうとしているのかを分析し、その一定の成果であるこのハンドブックの眼目を取り上げてみたいと思う。

重要な文書としてまずナイロビ将来戦略（1985年）を上げなければならない。次に1979年に成立した女性差別撤廃条約によって設置された女性差別撤廃委員会による一般的勧告¹⁹（1992年）、V A W撤廃宣言（1993年）、そして北京行動綱領（1995年）が、20世紀における成果として参照されなければならない重要な文書である。⁽⁵⁾

（1）ナイロビ将来戦略（1985年）

これは、1975年を国際女性（婦人）年として、第一回世界女性会議がメキシコシティで開催された10年後に採択された文書である。これは2000年までに達成すべき目標が書き込まれたものである。この文書に、V A Wへの言及が現われている。

戦略は、世界各地で起きているV A Wを指摘し、それに関心を持つことを呼びかける：「V A Wはあらゆる社会の日常生活の中に様々な形で存在している。女性は殴られ、障がいを持たされ、焼かれ、性的に虐待され、陵辱されている。このような暴力行為は平和を他の「十年」の目標を実現する上での主要な障害となっており、これに特別な関心が向けられるべきである（パラ258）。」V A Wはこのような問題であるとしても、サバイバーでさえそれを「あってはならないこと」あるいは「被害」と認識できない場合もあり、社会全体も「仕方のないこと」「自然なこと」などとして、それをなくすことをいわば諦めるような傾向がある。それに対し戦略は次のように呼びかける：「女性には、虐待は改めることができない現象ではなく、女性及び子どもの肉体的、精神的保全に対する攻撃であって、彼女らがサバイバーであるか目撃者であるかにかかわらず、暴力に対して闘う権利（及び義務）を持っていることを認識させることをとくに目指すべきである（パラ231）。」

そして戦略は、V A Wのサバイバーを保護したり、それをなくすための対策として、「暴力の犠牲となった女性に特別の注意を払い、包括的な援助を与える必要がある。このためには暴力行為を防ぎ、女性の犠牲者を救済する法的措置を制定すべきである（パラ258）。」と、実効性のある法律の制定を提案する。そしてその適切な運用に基づく問題への取り組みのために国内機構を設立し、サバイバーに制度的支援（虐待された女性や子どもに避難施設、援助及び指導のためのサービスの提供）、予防政策の策定を提案する（パラ258）。さらに戦略は、女性の品位を傷つけるイメージや表現の抑制によって暴力をなくす政策や法的措置を確立し、加害者への教育を充実すべきであるとする（パラ288）。

（2）女性に対する暴力・女性差別撤廃委員会一般的勧告第19（1992年）

この勧告はV A Wを「差別の一形態」であり、「人権を侵害する」ものであるとする。そしてこの暴力をなくすために以下のような必要な措置をとることを締約国に勧告する。

- ・締約国は、性に基づく暴力から女性を保護するための実効的な立法措置（刑事的制裁、民事的救済および補償の付与を含む）。

- ・ 防止措置（男女の役割及び地位に関する態度を変更させるための公的情報および教育プログラムを含む）。
- ・ 保護措置（暴力の犠牲者または暴力の危険にさらされている女性のための避難所、カウンセリング、リハビリテーションおよび支援サービスを含む）。
- ・ 締約国は、あらゆる形態の性に基づく暴力について報告し、かかるレポートは各形態の暴力の発生率について、および、犠牲者である女性に対するかかる暴力の効果について利用可能なすべてのデータを含む。
- ・ 締約国レポートは、VAWをなくすためにとられた立法的、防止的および保護的措置についての情報を含む。

（3）女性に対する暴力撤廃宣言（1993年）

この宣言はVAWを、その1条で「女性に対する肉体的、精神的、性的又は心理的損害又は心理的損害又は苦痛が結果的に生じるか、もしくは生じるであろう性に基づくあらゆる暴力を意味し、公的又は私的生活のいずれで起こるものであっても、かかる行為を行うという脅迫、強制又は自由の恣意的な剥奪を含む。」とする。そしてこれをその前文は、「VAWは、男女間の歴史的に不平等な力関係の現れであり、これが男性の女性に対する支配及び差別並びに女性の十分な地位向上の妨害につながってきたこと、及びVAWは女性を男性に比べ従属的な地位に強いる重要な社会機構のひとつである」とする。ナイロビ戦略がVAWの「存在」を指摘した上でその対策を提案したのに対し、撤廃宣言はVAWを「社会機構」と捉え直した上でそれへの対策を提案する。この変化は重要な変化である。なぜならVAWをなくすには、この社会の変革を促す必要があることを意味するからである。4条は、VAWをなくすための17の措置を記す。それらは次の七つにまとめることができる。

- ・ VAW行為の処罰
- ・ あらゆる法律上の罰則の開発
- ・ サバイバーに救済へのアクセスを与える
- ・ 国内行動計画の策定
- ・ 予算措置
- ・ 実態調査とそれに基づく措置の開発
- ・ 宣言実施のためのガイドラインの開発

（4）北京行動綱領（1995年）

これはジェンダー平等を実現するための非常に重要な成果文書である。国連・女性の地位委員会では毎回この綱領の各国における進捗状況が確認されている。昨年夏に来日し、今年実施された日本報告審査のフォローアップを担当する女性差別撤廃委員のシモノヴィッチ委員は、「北京行動綱領は、女性差別撤廃条約の行動計画である」との理解を一昨年女性の地位委員会で示した。この綱領は12の重大関心領域の一つにVAWを位置付けた。北京行動綱領はVAWを、VAW撤廃宣言とほぼ同じように「女性に対する暴力とは、公的または私的生活のいずれを問わず、女性に対する身体的、性的、心理的危険または苦痛が結果的に生じるであろう性に基づくあらゆる暴力行為を

さし、そのような行為を行うという脅迫、強制、自由の恣意的な剥奪を含む (パラ114)。とする。この暴力の具体的な例としてDV、強かん、セクシュアル・ハラスメントを上げるとともに「武力紛争における、とくに殺人、組織的強かん、性的奴隷、強制妊娠を含む、女性の人権侵害が含まれる (パラ115)。」とする。この部分は冷戦終結後世界各地で起きた民族紛争において行われた様々な性暴力を目の当たりとし、その防止やサバイバー救済、加害者処罰の必要性が意識されるようになったことを示している。「性的奴隷」は、旧日本軍戦時性奴隷の問題が想定されたものであることは言うまでもない。引き続き綱領はVAWの原因と結果、そしてそれへの対策について記す。まず原因については「女性の社会的、経済的地位の低さが、女性に対する暴力の原因とも結果ともなりうるのである (パラ113)」とし、結果については「女性に対する暴力は、歴史的に不平等な男女の力関係を表すものであり、男性の女性支配と差別および女性の完全な能力の開発の妨害をもたらした (パラ119)。」とする。こうした原因と結果から綱領はVAWを「女性に男性に比し従属的な地位を強いる重要なシステムのひとつである (パラ118)。」と分析する。この理解は、女性に対する暴力撤廃宣言の延長にあるものである。宣言が示したVAWに関する理解がここで再度確認されたということだ。対策については、伝統的な性別役割分業をなくすこと、VAWをなくす実効性のある法律の制定、特に加害者の訴追を強調した法律を制定すること、被害女性への保護及び賠償等を保障することが必要であるとする (パラ125 (d))。さらに綱領は「メディアにおける女性への暴力描写、とくに強かんあるいは性的奴隷の描写、ポルノグラフィを含めて性的対象として女性や少女を使うことは、女性に対する暴力が広がり続けることに影響を与え、社会全体に広く、とりわけ子どもや青年に有害な影響を与える要因となっている (パラ119)。」と指摘する。これはナイロビ将来戦略でも指摘されたことである。これがここでも再度繰り返され、その問題性が確認された。

(5) 女性に対する暴力根絶のためのモデル戦略 (1997年~1998年)⁽⁶⁾

このように、VAWに対応する法律の制定の必要性が提案され続けてきたところ、国連・犯罪と刑事司法委員会により「VAW根絶のためのモデルストラテジー」が作成され、1998年国連総会で承認された。これはVAWに対応する主として刑事法に関するものである。

モデル戦略はまず締約国に対し、法律や法典そして手続法、とりわけ刑事法を定期的に見直し、評価し、改訂し、VAWを根絶する価値や効果あるものとする、VAWを容認するような規定を取り除くこと、国内の刑事法と民事法を見直し、必要な改訂を行い、すべてのVAW行為を禁じる措置をとることを求める。

警察については、

- (i) VAW事案において警察が現場に入り、逮捕できる権限を警察に持たせること。
- (ii) 女性サバイバーに対する負担を最小のものとできるような証拠収集、調査方法を開発すること。
- (iii) 警察が加害者を逮捕したりその身柄拘束を決定するときには、サバイバーの安全を考慮に入れ、さらなる暴力を抑止するものであるかどうかも考慮すること。
- (iv) VAW事案に対し警察が即座に対応できるようにする警察権限の行使は、法の支配、行為規範に従わなければならないこと。

こうした対策が提案されている。ここで示されている逮捕は、「積極的逮捕政策」と呼ばれるもので、すでにこれを実施する国も存在する。積極的逮捕といっても、サバイバーの安全確保を第一に考え、法の支配に基づく行動をすることも同時に満たす必要があるのは当然である。

刑事裁判について

- (i) 訴追するかどうかはまず検察官が決めるのであって、その負担をサバイバーに負わせないと。
- (ii) 暴力被害女性が法廷で証言する際、プライバシー確保を保障すること。
- (iii) 被告の防御方法は女性を差別するものであってはならず、名誉や挑発を理由に責任をまめかれることを認めてはならないこと。
- (iv) 自主的なアルコールや薬物摂取をした上でVAWを振った場合、刑事責任は免責されないこと。
- (v) 裁判所は被害女性に対する加害者の接近の禁止など保護命令を出す権限を持つこと。
- (vi) サバイバーやその家族を加害者からの脅迫や報復から守る措置をとること。
- (vii) 加害者を保釈したり、釈放したりするときにはサバイバーの安全を考慮すること。
- (viii) 以下の4点の観点から、判決の内容は検討される必要があること。
 - (あ) 加害者に、VAWに関連する行為の責任をとらせること。
 - (い) 暴力的な態度をやめさせること。
 - (う) 加害者がサバイバーの家族である場合に、判決がサバイバーたちに与える影響について考慮すること。
 - (え) 他の暴力犯罪に匹敵するサンクションとすること。
- (ix) サバイバーに加害者が釈放された情報を知らせること。
 - ・サバイバーの意見陳述を参考にしながら、判決言渡しまでの過程において被害の重大さを考慮すること。
- (x) サバイバーを守るために、立法を通して法廷があらゆる種類の決定ができるようにすること。
- (xi) 裁判官が、判決言渡しの際に被告人の処遇について勧告できるようにすること。
- (xii) 加害者処遇のプログラムを開発し、評価すること。
- (xiii) 刑事裁判の最中、後にサバイバーや証人の安全を確保すること。

こうした提案がなされている。これらの提案は、加害者にサバイバーにもたらした被害の大きさに等しい責任を取らせ、再発を予防すること、加害者の逮捕、起訴、裁判の終了後も常にサバイバーの安全を確保することという考えがその基礎にあることがうかがわれる。

そしてサバイバーに対する、特に法的支援について、

- (xiv) サバイバーに対し、権利や回復のための手段、裁判への参加について情報提供すること。
- (xv) 暴力サバイバーの訴えを援助をすること。
- (xvi) サバイバーが、加害者や国家から即時に公平な賠償を受けられるようにすること。
- (xvii) 法廷の仕組みや訴訟手続きが、被害女性にとって利用しやすいものであり、サバイバーのニーズを考慮するものであること、そして訴訟手続きが公平なものであるようにすること。

以上の事柄が提案されている。これらは、裁判はサバイバーにとって利用しやすいものであるべきであり、サバイバーの侵害された権利は回復されなければならないとの考えに基づくものであるといえ、この賠償については、加害者のみならず国家からも被った被害に対する賠償が得られるようになるべきだという非常に画期的な提案がなされている。初代・VAW特別報告者であったラディカ・クマラスワミはその報告書の中で、DVを、国家が私人に差別目的で女性に暴力をふるうことを黙認するという特徴を捉え「拷問に匹敵するもの」と評価した⁽⁷⁾。サバイバーが正当な支援を求めたにもかかわらずそれに公的機関が応じなかったために被害が増大したというような場合、その機関はサバイバーに対し一定の責任を負うべきである。そのことがこのモデル戦略に記されているのである。

2. 『女性に対する暴力立法ハンドブック』

このように、ナイロビ将来戦略から北京行動綱領、モデル戦略に至るまで、VAWは重大な女性に対する人権侵害であること、女性を男性への従属的地位におくことを強制する重要なシステムであること、そしてサバイバーを保護し、侵害された権利を保障すると同時に、加害者を処罰することができる法律を制定すること、その法律が適切に運用され、VAWが予防できる対策を講じるための国内機構を創設すべきだということが指摘され続けてきたことがわかる。女性の地位向上部が中心となって、こうしたことを全て満たす制度はどうあるべきかが検討され続けている。モデル戦略の後、2000年の北京+5の成果文書は、やはりDVや児童ポルノを含め、女性や子どもへの様々な形態の暴力をなくすための措置は、特に刑事法領域の分野において、法的、立法的処置が弱い。暴力防止戦略も場当たり的かつ受身的であり、こうした問題に関するプログラムが不足している(パラ14)」と指摘した⁽⁸⁾。2006年には国連事務総長・女性に対する暴力報告書が出され、世界中のVAWの実態が統計的にも明らかとされた。そして2008年、事務総長のイニシアティブにより「VAWを終わらせよう (UNITE END VIOLENCE AGAINST WOMEN)」というキャンペーンが開始された。このキャンペーンの目標の一つに、「2015年までに全ての国連加盟国が、国際人権規準にのっとりVAWを処罰するための国内法を整備すること」がある。その実現を促進するために、女性の地位向上部がこのハンドブックを作成した。

ハンドブックには、これまで提起され続けてきたVAWに対応する包括的な法律であるために必要とされる、VAWの定義、サバイバー支援、処罰も含む加害者対応、裁判の進め方、予防対策、監視機関の設置といった内容から構成されている。VAWの定義についてはサバイバーの経験、実態を正確に反映できるように、そして支援の仕組み、裁判、サバイバーの賠償請求権、加害者への対応等々、全ての制度がサバイバーにとって使いやすく、その権利の回復が十分に図られること、そして加害者に相応の責任を果たさせることが配慮されている。これらについて以下順に紹介する。

(1) 女性に対する暴力の定義⁽⁹⁾

DV、性的暴力、セクシュアル・ハラスメント(以下「SH」とする)、それぞれの定義に含まれるべきことが説明されている。まずDVについては、あらゆる形態の暴力が含まれる必要があるとして身体的、性的、心理的、経済的暴力があげられている。性的暴力は、明白で自発的な同意なく

行われた性的行為で、サバイバーの人格的完全性（インテグリティ）と性的自律を侵害するもの。SHは、性的な意味を含み、相手が望まないあらゆる言動がSHに該当する。こうした定義が示されている。しかもSHを犯罪とせよという。日本では職場や教育の場におけるSHに、強かんや強制わいせつという犯罪に該当するものも含まれる。しかし他国では、強かんや強制わいせつといった犯罪には該当しないが、相手に不快感や不安感、恐怖感を与える言動がSHとして理解されている。それを犯罪とせよということだ。⁽¹⁰⁾

(2) サバイバーに対する支援⁽¹¹⁾

これは大きく、相談（支援センター）、安全確保、生活再建支援に分けて見ることができる。

相談（支援センター）について これに関する基本的な考え方は、人口当たりの設置数を定め、十分な予算を措置した上で、全ての地域で平等にサービスを利用できるようにするということだ。そしてハンドブックは支援センターとして、女性支援カウンセリング、全国ホットライン、レイプ救援支援センター（レイプ・クライシス・センター）をあげる。前二者は、サバイバーが必要とすることは何か、そしてそれを提供できる機関はどこなのかなど、必要な支援にサバイバーをつなげる機能を持つものとして考えられている。レイプ救援支援センターは、レイプ被害にあったときに、医療をはじめとしてそのときサバイバーに必要なサービスを早急に提供できるセンターである。それぞれの機関の設置数は、女性支援カウンセリングセンターが5万人に一箇所、レイプ救援センターは女性20万人に一箇所である。全国ホットラインは24時間、無料で提供されるべきとされる。

安全確保について サバイバーが暴力加害者から離れて、安全に生活できるための支援ことである。まず緊急一時保護施設（シェルター）の設置が必要であるが、これは1万人あたり一箇所とされている。次に保護命令である。日本のDV防止法は保護命令として、退去命令、接近禁止命令を持つ。しかしこれだけに限られず、ハンドブックは、緊急保護命令、サバイバーの生活費、医療費支払いの命令、加害者の位置をサバイバーが正確に知ることができるための電子的監視命令なども必要としている。

生活再建支援について 雇用継続支援、住居支援、経済的支援が必須事項とされている。

ここでは特に前二者について見ておこう。

雇用継続支援は、サバイバーが受けた暴力の影響によって雇用継続にあたり何らかの困難があったとしても（通院、法廷への参加などを理由とする休暇取得が度重なるなど）、それを理由に解雇してはならないというものである。サバイバーの雇用の権利は保障されなければならないという視点からするものである。

住居支援は、暴力にあったということを理由にアパート等の賃借契約を解約することは許されないなど、居住の継続の確保という側面がひとつ。もうひとつは、暴力被害を受けたためにホームレスになったサバイバーに対する居住を提供するというものである。人間にとって住居は生きる基礎となる大切な場である。それが確保されることを雇用の場合と同様、権利として保障しようというものである。

(3) 裁判について⁽¹²⁾

最終的なサバイバーの権利の回復や確保は裁判所によってなされる。その意味において裁判はサバイバーにとってきわめて重要なものである。しかし具体的なケースの解決を図る裁判官のジェンダーやVAWに関する誤った理解、そしてジェンダーの視点が殆どない現在の多くの法律によって、サバイバーが二次被害を受けることも少なくない。裁判所で加害者と顔を合わせる可能性や、証言することが加害者からのさらなる加害をもたらさないかなどの不安もある。そもそも法律という市民にとってなじみの薄いものへの近寄りたさ、難しさゆえに、裁判所に行くこと自体がためらわれたりする。そこでハンドブックは、こうしたことを取り除くため、裁判所を利用しやすくするための方法、裁判官の資質、裁判中のサバイバーの安全確保、VAW、中でもレイプの証明について考慮すべき点を記している。

利用しやすくするための方法について 経済的理由で裁判に訴えられないサバイバーのために法律扶助制度を充実すること。適切でわかりやすい法律や裁判に関する情報提供を行うこと。無料で通訳や文書の翻訳を利用できるようにすること。弁護士の援助を受けられるようにすることが提案されている。

裁判官の資質について ジェンダーに敏感な視点を持てるようになるための研修することは当然、ハンドブックはVAWを専門的に取り扱う専門法廷の設置を提案する。同様のことは警察と検察についても提案されている。つまり関係職員の能力の強化と、警察、検察にそれぞれVAW専門部局の設置の提案である。

裁判中のサバイバー等の安全確保について 自分が起訴されたことを知った加害者による報復からサバイバーを守ること。そして裁判所内で加害者と顔を合わせないようにするために、別々の出入り口や待合室が用意されること、法廷に出なくても一定の方法（宣誓供述調書や録音テープ）で証拠を提出できるようにすること。法廷に出る場合には、衝立やビデオリンクをできるようにすること。サバイバーの個人情報の保護や風評等の二次被害防止のため、報道制限できるようにすることが、サバイバーの安全を確保する方法として提案されている。

レイプの証明に関し考慮すべき点について⁽¹³⁾ この問題に関しもっとも争われるのは、同意があったかどうか、サバイバーの過去の性的経験が暴露されること、密室（的状況）で起きることの多いレイプを証明するための物的証拠を揃えることが困難であることをどう克服するのかの3点である。これらに関するハンドブックの提案をそれぞれ見てみよう。

(i) 同意があったかどうか まず「同意」をどう捉えるかが問題となる。ここで従わないとどうなるかわからないという「恐怖から」「仕方なく」「不承不承」同意したときでも、「同意があった」と認定され、レイプ（強かん）と判断されることは大変難しい。このような「同意」を「消極的同意」という。ハンドブックは同意について、「明白で自発的な同意」とすべきと提案する。このような同意を「消極的同意」に対し「積極的同意」という。

次に同意の有無はどのように認定されるのか。まず同意がなかったことを認定する状況として、加害者の力づくまたは暴力により性的暴行が行われたという「抵抗要件」や、性器が挿入されたという「挿入の証明」は排除されるべきであるという基本的な立場をハンドブックは確認する。そし

てハンドブックは、同意の有無を判断する二つの方法を提案する。一つめは、サバイバーが積極的同意をしたかどうか、そしてそれを加害者が確認したかに関する証明を加害者に負担させようとする方法である。立証責任転換の提案である。二つめは、サバイバーと加害者がいた事件当時の状況が、同意を強制される状況であったかどうかを認定し、そのような状況であったときは同意はなかったとする方法である。この「強制的状況」は、二人の間柄など、ある程度客観的な事柄からの判断が可能であろう。これら二つの方法が実際に用いられている国の例もある。いずれにせよサバイバーの経験に基づき、被害実態に即して同意の有無を判断しようとする視点からの提案である。

(ii) サバイバーの過去の性的履歴 性的経験が豊富な女性がサバイバーであるとき、彼女の性的経験を法廷で暴くことによってサバイバーは「ふしだらな女」であり「信用に足らない女」である、それゆえ「法律による保護に値しない女」であるとの印象を裁判官等に与え、加害者を無罪とするためにこれまでとられてきた手段である。法廷でもこのようにサバイバーを貶めるという見過ごすことのできない重大な二次被害といえる。こうした方法の問題性は世界中のサバイバーやその支援者たちが指摘するところである。ハンドブックはこうした方法の廃止を提案する。これはよく「レイプシールド」といわれる。

(iii) 物的証拠について たとえば強かんを証明するための証拠がサバイバーの証言だけであるときに、その証言を裏付ける証拠が必要であるという補強証拠の原則がある⁽¹⁴⁾。ハンドブックはしかしながら補強証拠による証明の原則を不要であるとし、サバイバーの証言（供述）に信用性があるとの推定を働かせるというルールを提案する。これは刑事訴訟の原則に正面から抵触するものともいえ、非常にチャレンジングな提案である。

加害者釈放、出所に関する情報提供 このような状況になったことに関する情報提供が検察官からサバイバーになされる必要があることが提案されている。

(4) サバイバーの賠償の権利⁽¹⁵⁾ サバイバーは暴力被害を受けることによって、心身へのダメージを受けたり、場合によっては職を失ったり、職場や学校に通えなくなってしまったり、転居を余儀なくされたり、様々な損害を被る。それは本来加害者によって賠償されなければならない。その提案である。なおハンドブックは加害者に対する賠償だけでなく、サバイバーが公的機関やNGOに支援を求めているにもかかわらずそれに適切に応じなかったためにサバイバーが暴力被害を受けるなどの損害を被ったとき、その公的機関やNGOに対しても賠償請求ができるようにすべきだと提案する。

(5) 子どもの親権者、面接交渉について⁽¹⁶⁾ 子どもがいるカップルがDVを理由に離婚する場合、子どもの親権者や、加害者との面接交渉をどうするかは難問である。この点ハンドブックは、加害者を親権者とし、監護権も認めない。面接交渉権については、原則として認められないが、最終の暴力行為から3カ月経過していること、あらゆる暴力行為をやめていること、加害者更生プログラムに参加していれば加害者に面接交渉権が認められるとする。離婚後の共同親権の実現が検討されている日本で、この提案はその際の重要な視点を示すといえる。

(6) 加害者への対応について⁽¹⁷⁾

(i) 逮捕、起訴 通報を受け現場に駆けつけた警察官が加害者であると認識した者を必ず逮捕

しなければならないという義務的逮捕政策を取り入れること、そして検察官は必ず加害者を起訴しなければならないという義務的起訴政策を取り入れることが提案されている。こうした政策を実施している例もある。これらの国々の経験は、かなり訓練を受けた警察官でないと、誤ってサバイバーを「加害者」として逮捕してしまう弊害が発生することを教える。いずれにせよ警察、検察がVAWに対し適切に介入することは必要不可欠なことである。この前提に立ち、どのような逮捕政策、起訴政策をとるかはいわば試行錯誤の中で探求してゆくべきことであろう。

(ii) 非親告罪 ハンドブックは、加害者を起訴するかどうかの責任はサバイバーでなく、検察官が追うべきである、つまりVAWを非親告罪とすることを提案する。性犯罪を非親告罪とする国は多く存在する。訴訟の開始、進行、あるいは取下げなどについてサバイバーの意思が反映されないという問題が指摘されつつも、告訴したことが加害者側からの告訴取下げ等をめぐる新たな攻撃を招くなどの弊害が除去されるなどの効果もあり、むしろ親告罪とする国の方が少ない。

(iii) 刑罰 加害者がサバイバーに与えた被害の大きさに等しい刑罰が課されなければならない。これは当然のことであるが、VAWについてはこれまで加害者とサバイバーが夫婦であれば免責されたり（たとえば夫婦間レイプは成立しないなど）、レイプ加害者が後にサバイバーと結婚すれば免責されるといった例が数多く存在した。ハンドブックはこうした例外は一切認めるべきでないと当然のことを当然のこととして提案する。

またDVについては、その罪を繰り返し犯す者や、保護命令違反が繰り返すものに対し、通常より重い罪を課すことも提案されている。

(iv) サバイバーへの賠償 既に(4)で説明したサバイバーに加害者への賠償請求権が認められるべきだとすることに対応する加害者の責任である。

(v) 再教育プログラムの受講 加害者の処罰の内容にプログラム受講義務を入れること、そのプログラムはサバイバー支援者との協力により運営すべきこと、もしこのプログラム参加が刑罰を受けることの代わりに行われるものであるときは（ダイバージョンであるときは）、司法当局による実施状況のモニターの下に実施され、それが処罰としての意味のあるものとしてされる必要がある。またプログラムの内容は慎重に見直される必要があると提案する。

(7) 予防対策⁽¹⁸⁾

市民向けに啓発活動をしたり、子どもたちに対してはジェンダー平等教育の実施が提案されている。ジェンダー平等教育が必要とされるのは、VAWを、女性差別の原因であり結果であるとの分析からの当然の帰結である。またメディアに対しても、VAWに関する意識向上を図ることが提案されている。性に関する暴力的な表現や、ジェンダーステレオタイプな表現が現在のメディアにはあふれかえっている。こうした現状を変えることも、VAW予防のひとつの重要な鍵である。

(8) モニター（監視）機関の設置⁽¹⁹⁾

VAWの実態把握のための調査の実施、その結果を踏まえた国内行動計画や戦略を立案する。それらの取組み、進捗状況を監視し、定期的に議会に報告し、法改正を提言する。必要なときには関係機関への是正措置も取れるような、省庁横断的でありながら、しっかりした予算と権限が付与された機関の設置が提案されている。

以上、ハンドブックの提案の中の主要項目について概観した。サバイバーやその支援者の目から見たときには理想的な提案がいくつもなされていることがわかる。少なくとも今後のVAWへの法的対応を構想するとき非常に参考になるものであることは事実である。

次に検討すべきは、こうした内容をどのように民事法が受け止めるべきかについてである。ここには非常に広範にわたる領域について提案がなされている。しかし本稿ではその全てについてではなく、その中でも特に喫緊な課題、すなわち国連人権条約諸委員会による（改善）勧告を受けている点の中で、民事法にも関係する点について検討することとする。そこで次に、それら（改善）勧告がどのようなものであるかを確認しよう。

3. 国連人権条約諸委員会による（改善）⁽²⁰⁾ 勧告

(1) 第44会期女性差別撤廃委員会総括所見（2009年）CEDAW/C/JPN/CO/6

- ・VAWサバイバーが相談できる24時間無料のホットラインの開設（勧告）
- ・警察官、裁判官が、関連法規について熟知し、女性に対するあらゆる形態の暴力に敏感であることやサバイバーに適切な支援を確保すること（要請）
- ・刑法において、性暴力犯罪が、依然としてモラルに対する罪とされていることを懸念
- ・親告罪であることを懸念
- ・強かん罪の罰則が依然として軽いことを懸念
- ・近親かんおよび配偶者強かんが明示的に犯罪とされていないことを懸念
- ・非親告罪化（勧告）
- ・身体の安全及び尊厳に関する女性の権利の侵害を含む犯罪として性犯罪を規定すること（勧告）
- ・強姦罪の罰則の引上げ（勧告）
- ・近親かんを個別の犯罪として規定すること（勧告）

(2) 第94会期国連人権委員会・自由権規約委員会総括所見（2008年）CCPR/C/JPN/CO/5

- ・SHの犯罪化（勧告）
- ・刑法177条における強かんの定義の範囲の拡大（同）
- ・男性に対するレイプを深刻な犯罪として扱う（同）
- ・近親かんを深刻な犯罪として扱う（同）
- ・抵抗要件の廃止（同）
- ・非親告罪化（同）
- ・裁判官、警察官、検察官、警察官、刑務官に対するジェンダー・トレーニングの義務付け（同）
- ・性交同意年齢の引上げ（同）

(3) 第38会期拷問禁止委員会総括所見（2007年）CAT/C/JPA/CO/1

- ・強かん行為が、男女の生殖器による性交渉のみに適用され、男性サバイバーに対するレイプ等、その他の形態による性的虐待を除外する限定的なものであることに懸念
- ・トラフィッキングサバイバーが不法移住者として取り扱われ、救済措置をとられることなく国外に強制送還されることなどに懸念

- ・ 駐留外国軍を含む軍関係者による女性及び少女への暴力を防止し、加害者を訴追するための効果的な施策が不足していることに懸念

(4) 第29会期女性差別撤廃委員会総括所見 (2003年) CEDAW/C/SR/SR.617 and 618

- ・ 強かんへの罰則強化 (勧告)
- ・ 近親かんを個別の犯罪として刑罰法令に定めること (勧告)
- ・ 暴力の防止、サバイバーへの保護、支援の実施 (要請)

以上の勧告点の中で民事法にも関連すると考えられるのは、サバイバーの賠償請求権確保の他、性犯罪について、サバイバー、加害者双方の性別制限をしない、「暴行または脅迫を用いて」との文言を強姦罪等の犯罪構成要件から外す、サバイバーの同意の有無を判断するにあたり、どれほどサバイバーが加害者に対して抵抗したか、所謂「抵抗要件」を外す、を上げられる。以下ではこれらの点に関するハンドブックの提案をどのように民事法が受け止めるべきか検討する。

4. ハンドブックの提案を民事法はどのように受け止めるべきか

本稿では以下3点を指摘しておく。

(1) 性暴力被害の有無の判断について 3の末尾に示したように、ここで検討対象とする勧告は、強かん等の犯罪構成要件に関する勧告なので、一見、民事法との関係は明らかではないように見える。しかし、強かん等性暴力サバイバーが加害者等に対しその民事責任を問うとき、それを不法行為と判断できるかどうかを考えるプロセスは、性犯罪構成要件に依拠している。つまりサバイバーの同意の有無をめぐる検討方法はほぼ犯罪構成要件を参照した上で行われているということである。そしてその判断方法は上記のように、今やVAWに関する世界の動向からみれば、改善される必要のあるものである。しかしそれは「今」はじめて批判されたのではない。金沢SH訴訟⁽²¹⁾や、秋田農業短期大学SH訴訟⁽²²⁾など、控訴段階でサバイバーが逆転勝訴した事例は、性暴力被害やサバイバーの実態からかけ離れた経験則が法廷で再考を迫られ、被害実態に即して同意の有無を検討しようとする必要性が認識されたものであった。特にキャンパス・SHに関する意識が明確化するにつれ加害者や大学を訴えるケースも多く発生するようになり、裁判所の同意の有無に関する経験則に、変容が生じつつあると評価し得る状況になってきたとも理解しえた。ところが、最高裁平成21年4月14日⁽²³⁾の強制わいせつ事件をめぐる多数意見や、これを引用する最高裁平成23年7月25日⁽²⁴⁾の強姦事件をめぐる多数意見の被害やサバイバーに関する判断は、上記2事例のサバイバーによっておおいに批判された一審判決のとった方法と同様の、被害実態から遊離した経験則に基づく判断であった。これは性暴力に関する認識方法の後退を意味するのか、それとも実は何も変わっていなかったということの意味するのか。いずれにせよこうした状況が、強かんや強制わいせつ等の性暴力事件の民事裁判に影響を与えてしまうのか、懸念される。しかし民事の思考プロセスが刑事のそれに拘束される必要はない。ましてこの点について国連から改善勧告も出ているのだ。民事法はそれが強かんであれ強制わいせつであれ「不法行為」として捉える仕組みになっており、その成否はもっぱら解釈による。そこで民事法の領域において速やかにハンドブックが提案する改正案を解釈のレベルで実現することが目指されるべきである。その内容は、サバイバーの同意の有無を、サバイバーの抵

抗の有無やその程度にリンクさせるのではなく、明白で自発的な合意の存在および加害者がサバイバーの同意を確認したステップの証明を加害者に求めるという方法⁽²⁵⁾が、行為が強制的な状況の下で行われたことを要件とし、その強制的な状況を広く定義するという方法である。前者は証明責任の転換といわれるものであるが、このようなことは事案の妥当な解決のため、これまで民事法は寧ろ積極的に取り入れてきた手法である。VAW事例においてもこの方法を取り入れることに問題はない。

(2) レイプシールド サバイバーのそれまでの性的経験を証拠として法廷に持ち出さないというルールである。これが認められないため、サバイバーはプライバシーの暴露を恐れて訴えられないという実情がある。刑事訴訟の場面だけでなく、民事訴訟の場面においてもこの制度の導入を検討すべきである。

(3) 賠償請求権の確保 ここではDVケースにおける加害者が夫である場合、サバイバーである妻の賠償請求権はどのような確保できるかについて若干検討する。少なくともDVを原因とする離婚の場合、離婚慰謝料算定の基礎とすることによって、実質的に賠償請求権を確保することを可能とできる。ところでDVという暴力行為は法的にどのように捉えたらよいであろうか。学説は不法行為と捉えているようである⁽²⁶⁾。しかしこの理解には疑問がある。というのは、夫婦という関係は、婚姻契約あるいはそれに類する当事者の意思に基づき形成された法律関係の一つである⁽²⁷⁾。そうであるならばその関係の中で起きた加害行為を不法行為とのみ捉えることは妥当ではないからである。婚姻の効果として、同居協力義務(民法752条)と貞操義務が夫婦間に発生すると考えられている。けれどもそれだけでなく、互いの心身の安全を確保することも当然の義務として措定できる⁽²⁸⁾。そうするとDVという暴力を、その義務違反行為として捉えることができる。このように考えればDVを不法行為としてだけでなく、一種の債務不履行責任としても把握可能である。この理解は理論面のみならず、サバイバーの権利確保の面からも有用である。DVを受け続けてきた妻が夫に対し、DVを算定根拠とする慰謝料を離婚に際して主張することは非常に難しい。離婚成立後、時間が経過し徐々に精神的にも落ち着いてきた頃、やっと被害実態について考えられるようになり、それに対する前夫の責任が果たされていないことに気づく。こうしたプロセスをたどったという経験をよくDVサバイバーから聞く。こうした実情に照らすと、不法行為の消滅時効3年はあまりに短い。債務不履行構成とすれば10年は賠償請求権の行使は可能である。こうしたことも視野に入れながら、夫婦の義務の内容や、その法的性質について再考する必要がある。

ここでは以上3点について、ひとまず問題提起しておく。後日改めてこれら論点について論ずる。課題はそれぞれ大きい⁽²⁹⁾。

III むすび

『国連・女性に対する暴力立法ハンドブック』に至るまでの国連を中心とするVAWへの取組み、そしてハンドブックの提案を概観し、その提案を民事法がどう受け止め、どのような回答を導き出せるか、出すべきかを若干検討した。

これまでの日本のVAWに関する施策や市民運動は、サバイバー支援充実の実現に力を注いできた。ところが第三次男女共同参画基本計画において、性犯罪規定の見直しが課題となり、加害者の

刑事責任の問題が浮上するに至った。こうした流れがある一方、V A Wに対する民事法領域の応答、特にサバイバーの賠償請求権確保の問題に関する応答は殆どなかったといってよい。しかし本稿で示したように、検討課題は実際に存在する。国連を中心としたV A Wへの取組みが世界的に実施されている中、ひとり民事法だけが無関心でいられる筈はない。ここで示した課題について今後さらに検討し、応答を果たしてゆきたい。

- (1) 本稿では「サバイバー」を「被害者」を指すものとして用いる。これは、本稿が紹介する『国連・女性に対する暴力立法ハンドブック』の用法にならったためである。
- (2) <http://www.un.org/womenwatch/daw/vaw/v-handbook.htm> 日本語訳として『女性への暴力防止・法整備のための国連ハンドブック』(2011年、梨の木舎)をあげておく。
- (3) 不法行為法の教科書で、「V A W」が独立した項目として取り上げられているものは見当たらない。「違法性の判断基準」の下に、たとえば「身分上の人格的利益」のひとつとして性暴力の問題が取り上げられている例を上げられる(吉村良一『不法行為法』(有斐閣、2005年)41頁)。
- (4) 岩井宜子「性犯罪規定の見直し」神奈川法学43-1(2010年、131頁以下)は、刑事法領域における国連からの「宿題」を受け止めた論考である。岩井宜子を座長とする「日本の性犯罪規定の問題点」と題するセッションが第16回国際犯罪学会(2011年、神戸学院大学)で持たれたが、それもこの延長線上にあるものである(個別報告：内山絢子「性犯罪被害の実情」、宮園久栄「わが国の性犯罪規定の検討」、柴田守「報告罪規定は廃すべきか」、南部さおり「裁判員裁判と性犯罪」、柳本祐加子「国際人権基準から見た日本の性犯罪規定の問題点」)。
- (5) ここで取り上げた国連文書の日本語訳は、国際婦人年大阪の会編『ナイロビ将来戦略と女性の未来』(1989年、創元社)、国際女性の地位協会編『女性関連法データブック』(1998年、有斐閣)、北京世界女性会議に提言する会『行動綱領日本語訳』(1995年)などを参考にした。
- (6) A/RES/52/86. なおこのモデル戦略は2010年5月に開催された国連・犯罪と刑事司法委員会で改訂が承認された(E/CN.15/2010/2)。モデル戦略改訂版は、『国連・女性に対する暴力立法ハンドブック』の後に現われたものなので、本稿では触れない。しかしこれも重要な文書であるので、改めて1997年版と2010年改定版を紹介する予定である。
- (7) ラディカ・クマラスワミ「家庭内暴力報告書」(E/CN.4/1996/53)。(クマラスワミ報告書研究会訳『国連人権委員会特別報告書 女性に対する暴力』(2000年、明石書店)9頁以下)。
- (8) Further actions and initiatives to implement the Beijing Declaration and Platform for Action, A/RES/S-23/3.
- (9) (注2)日本語訳書49頁以下。
- (10) フランスがその実例のひとつである。
- (11) (注2)日本語訳書62頁以下。
- (12) (注2)日本語訳書76頁以下。
- (13) (注2)日本語訳書52頁以下。
- (14) 日本でも、2009年4月に最高裁で逆転無罪となった列車内痴漢事件をきっかけに、物的証拠の確保など初動捜査を徹底することが警察内部で確認されたりした。
- (15) (注2)日本語訳書100頁以下。
- (16) (注2)日本語訳書106頁以下。
- (17) (注2)日本語訳書71頁以下。
- (18) (注2)日本語訳書58頁以下。

- (19) (注2) 日本語訳書45頁以下。
- (20) 国連・子どもの権利委員会からは、子どもに対する性暴力に関し重要な意見や勧告が日本に対し表明されている。<http://www2.ohchr.org/english/bodies/crc/crcs54.htm> その委員会総括所見を紹介し分析するものとして、子どもの権利条約NGOレポート連絡会議 [編] 『子どもの権利条約から見た日本の子ども 国連・子どもの権利委員会第3回日本報告審査と総括所見』(2011年、現代人文社)をあげておく。子どもに対する性暴力に関する委員会総括所見に関し検討するものとして柳本祐加子「子どもに対する性暴力の禁止」子どもの権利条約NGOレポート連絡会議 [編] 『子どもの権利条約から見た日本の子ども 国連・子どもの権利委員会第3回日本報告審査と総括所見』(2011年、現代人文社)、85頁以下を参照。
- (21) 名古屋高裁平成8年10月30日判決(判例タイムス950-193)。
- (22) 仙台高裁秋田支部平成12年12月10日判決(労働判例751-18)。
- (23) 刑集63巻4号331頁。(注14)の判決である。
- (24) <http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?hanreiid=81515&hanreiKbn=02>
- (25) 同様の考え方は日本の刑事法においても検討されている。たとえば(注4)宮園久栄報告。
- (26) たとえば二宮周平『家族法』(2005年、新世社)112頁は「暴行、虐待(DV)、悪意の遺棄、不貞行為など離婚原因となった個々の有責行為自体が、通常的不法行為として慰謝料を認められることはいうまでもない」とする。
- (27) 二宮(注12)37頁は憲法24条について「婚姻をする者に自由な独立した人格を認め、婚姻はそれを基礎とする一種の契約であるという婚姻観を表明している」とする。
- (28) これは「同居協力義務」に包摂できるのかもしれない。
- (29) 他にも賠償の算定の問題、賠償責任の性質、子どもサバイバーの問題、消滅時効の問題、サバイバーに対する反訴としての加害者側からの名誉毀損の訴えや、サバイバー敗訴を原因とする加害者側からの名誉毀損の訴えの問題なども検討課題である。

サバイバーに対する賠償については、国連・女性に対する暴力特別報告者報告においても触れられるようになってきている。17会期人権理事会(2011年5月～6月開催)に報告された Report on the expert workshop: “The elimination of all forms of violence against women-challenges, good practices and opportunities” (Geneva, 24-25, November 2010), A/HRC/17/22 (Agenda items 2 and 3) には、サバイバーに対する賠償は現状回復に止まるのではなく、その被害の原因たるジェンダー差別の解消を目指す必要があるのではないかといった議論が交わされたことが記録されている(パラ18以下)。また同じ17会期人権理事会では、Agenda item 3で、Accelerating efforts to eliminate all forms of violence against women: ensuring due diligence in protection, A/HRC/17/L.6 が決議された。これはVAWの根絶に向けた取組み、サバイバー支援の充実、司法関係者に対するトレーニングの必要性等の指摘の他、第20会期人権理事会において、サバイバーに対する賠償をテーマとする the annual full-day discussion を実施することも記されている。国に対するVAWに対する責任を払拭付ける due diligence という概念や、サバイバーに対する賠償の性質や目的が、近年の国連におけるVAWをめぐる議論のキーワードである。これについても論考を発表する予定である。

参考資料1 (『女性への暴力防止・法整備のための国連ハンドブック』(2011年、梨の木舎)より転載)

女性に対する暴力への対応					
女性に対する暴力の定義					
DV	<ul style="list-style-type: none"> 身体的、性的、心理的および経済的暴力を含む包括的な暴力 婚姻、未婚、同性間、同居していない者を含む親しい関係に現在ある、またはこれまでにあった個人、互いに家族関係にある個人、同一世帯のメンバーである者 				
性的暴力	明白で自発的な同意なく行われた性的行為であり、身体的人格の完全性(インテグリティ)と性的自律を侵害するもの				
セクシュアル・ハラスメント	差別の一形態であり、健康上及び安全上の影響を伴う女性の人権を侵害する犯罪である 雇用、教育、商品やサービスの受け取り、スポーツ活動、財産取引を含む平等または上下の関係における、性的意図のある歓迎されないふるまい 身体的行為、口説き、性的交際の強要や要求、性差別的発言、性的露出のある写真、ポスター、絵の提示、その他の性的要因を含むあらゆる身体的、言語的、非言語的行為を含む				
加害者		サバイバー			
		支援センター			
		<ul style="list-style-type: none"> すべての地域で平等にサービスを利用できるようにすること 十分な予算措置を義務化 			
		女性支援カウンセリングセンター	5万人当たり1か所		
		全国ホットライン	24時間、無料		
		レイプ救援センター	女性20万人当たり1か所		
		医療サービス			
		ワンストップサービスセンター			
逮捕	積極的逮捕策 義務的逮捕策	裁判		安全確保	生活再建支援
起訴	積極的起訴策 義務的起訴策 非親告罪	使いやすさの確保	<ul style="list-style-type: none"> 法律扶助 情報提供 通訳 弁護士 法廷補助者 迅速な手続き 話し合い解決の禁止 虚偽供述の不処罰 非親告罪 	緊急一時保護	全般
犯罪構成要件 (レイプ)	<ul style="list-style-type: none"> 抵抗要件の廃止 明白で自発的な合意の存在および加害者がサバイバーの同意を確認したステップの証明を加害者に求めるまたは 行為が強制的な状況の下で行われたことを要件とし、その強制的な状況を広く定義する 			安全確保	
		<ul style="list-style-type: none"> 1万人あたり1か所 緊急保護命令 接近禁止 退去命令 扶養料等の支払い命令 加害者の電子的監視命令 	<ul style="list-style-type: none"> 法的地位 経済的支援 居住支援 就労支援 		
量刑	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪の程度に見合った科刑であること DVの再犯者、保護命令違反の累犯者には刑を加重する サバイバーのタイプ(職業など)に左右されない 	犯罪構成要件 (レイプ)	<ul style="list-style-type: none"> 抵抗要件の廃止 明白で自発的な合意の存在および加害者がサバイバーの同意を確認したステップの証明を加害者に求めるまたは 行為が強制的な状況の下で行われたことを要件 	<ul style="list-style-type: none"> 監護権：加害者には認めない 面接交渉権： 最終の暴力行為から3カ月経過していること、あらゆる暴力行為をやめていること、加害者校正プログラムに参加していることが必要 こどもの意思に反する面会は認められない 	<ul style="list-style-type: none"> 法的地位 在留許可など

			とし、その強制的な状況を広く定義する ・補強証拠の原則の廃止				
賠償	サバイバーへの賠償	賠償	・対加害者 ・対第三者				
再犯防止	再教育						
		釈放、出所後	・情報提供 ・安全確保				
関係機関職員	<ul style="list-style-type: none"> ・能力強化 ・警察：専門部局の設置 ・検察：専門部局の設置 ・裁判所：専門法廷の設置 ・法律に違反した関連機関への制裁 						
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・予防啓発 ・ジェンダー平等教育 						
メディア	女性に対する暴力に関する意識向上						
モニター機関	<ul style="list-style-type: none"> ・女性に対する暴力に関する国内行動計画や戦略をつくり、その実行状況を監視し、定期的に議会に報告する。 ・データ収集 ・必要に応じた法改正の提言 						

参考資料 2 (『女性への暴力防止・法整備のための国連ハンドブック』(2011年、梨の木舎)より転載)

日本の宿題				
	問題点		国連の見解	日本政府の見解・動き
(1) 性犯罪について				
改正	被害者、加害者の性別制限をしない		国連より勧告 or 懸念	
改正	「暴行又は脅迫を用いて」を削除する		ハンドブックの提案	
改正	被害者の抵抗を犯罪成立の要件から外す		国連より勧告 or 懸念 ハンドブックの提案	
改正	性交同意年齢の見直し		国連より勧告 or 懸念	
改正	非親告罪とする		国連より勧告 or 懸念 ハンドブックの提案	
改正	法定刑の引き上げ	強かん罪 強盗罪 (下限5年) と同等以上にする 強制わいせつ罪 (6月以上10年以下の懲役 見直し 集団強かん罪 (4年以上の有期懲役) 強盗罪と同等以上にする	国連より法定刑引上げの勧告あり ハンドブックの提案 ・被害の大きさと見合った判決であること ・DVについて、反復性の見られる者については厳しくする	「強姦罪の法定刑(注・当時はまだ下限が2年だった)の下限を3年に引き上げるなど、他の凶悪犯罪との均衡も考慮しつつ、法定刑の引き上げを検討するべきである。 (H16.女性に対する暴力専門調査会『女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策』)
運用改善	マイノリティ、公務員による性暴力(性犯罪)(特別公務員暴行陵虐罪)、米軍基地関係者による性暴力(性犯罪)		国連より勧告あり	
改正	挿入行為の類型を多様化させる		国連より勧告 or 懸念 ハンドブックの提案	
改正	近親かん(近親者による性的挿入)		国連より勧告 or 懸念 ハンドブックの提案	児童に対する性的虐待については、被害者が訴え出ることが困難であるというその特性にかんがみ、強姦罪等とは別の処罰規定を設けるよりも、むしろ、悪質な事案につき厳正に対処して加害者を処罰するために、まずは事案の顕在化を促すことを第一に考えていくことが必要である。 (H16.女性に対する暴力専門調査会『女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策』)
改正	夫婦間強かん(婚姻関係間の不同意性的挿入)		国連より勧告 or 懸念 ハンドブックの提案	(レイプは)刑法において、強かん罪、強制わいせつ罪等により、犯罪とされています。夫婦や親子、兄弟など、加害者と被害者に親族関係があるかどうかに関係なく、レイプは犯罪とされています。また、女性が男性に対して行ったレイプについても、刑法により処罰されることとなっております。(法務省刑事局・国連拷問禁止委員会第1回日本政府報告書審査審議録、07.05.10)
新設	セクシュアル・ハラスメント罪		国連より勧告 or 懸念 ハンドブックの提案	
(2) 被害者保護について	関係機関職員に対する人権、ジェンダー・トレーニング		国連より勧告 or 懸念 ハンドブックの提案	
(3) 加害者対策			国連より勧告 or 懸念	
(4) 予防対策について	予防・啓発		ハンドブックの提案 ・暴力防止教育 ・ジェンダー平等教育 ・法知識 ・性教育 ・一般啓発	